

成年後見制度・日常生活自立支援事業

活用ハンドブック

～ 支援者のみなさまへ ～

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会



はじめに

平成12年に施行された成年後見制度は、認知症等により判断能力の低下した方、親亡き後の障害のある方、虐待や財産侵害などで尊厳が損なわれる方などを支援する制度として、私たちの生活においてますます身近なものになってきています。しかし、その利用は認知症高齢者等の人数と比較して少なく、利用が進んでいないのが現状です。

そこで、成年後見制度の利用促進を目的として、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。その中で、「中核機関」をはじめとする関係機関が成年後見制度の広報・啓発や総合相談などの機能を地域の中で担っていくために、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが求められています。

この地域連携ネットワークが機能するためには、判断能力が十分でない方々を身近に支援している福祉関係者や行政関係者など（以下「支援者」という）が、成年後見制度を理解し、権利擁護の視点を持った上で、対象者ご本人を支援していく必要があります。

つくば市では、平成30年10月、社会福祉協議会につくば成年後見センターを設置して以降、成年後見制度の相談や広報・啓発、市民後見人の養成・支援、法人後見受任など、成年後見制度の利用促進に努めています。そして、令和3年4月に策定した「つくば市成年後見制度利用促進基本計画」の中で、成年後見制度に関わる各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会（地域連携ネットワーク）を設置し、その中心となる機関（中核機関）として、つくば成年後見センターを位置付けています。

この「成年後見制度・日常生活自立支援事業活用ハンドブック」は、その取り組みの一環として、支援者のみなさまが成年後見制度を活用することを目的に作成しました。支援者のみなさまが対象者ご本人を支援する中で、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする場合に、どのように取り組めば良いかを分かりやすく解説しています。

支援者のみなさまに積極的に活用されることで、対象者ご本人の権利擁護に寄与することができれば幸いです。

令和3年4月

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
つくば成年後見センター

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 成年後見制度（概要） | 1 |
| 成年後見人等の具体的な職務内容 | 5 |
| 法定後見制度の申立ての手続きの流れ | 6 |
| 任意後見制度の手続きの流れ | 8 |
| あんしん生活支援サービスについて | 10 |
| 成年後見制度活用検討フローチャート | 12 |
| 成年後見制度活用検討ガイドライン | 13 |
| 申立てに必要な書類一覧（チェックリスト） | 14 |
| 成年後見制度にかかる費用・助成 | 15 |
| 日常生活自立支援事業について | 18 |
| つくば成年後見センター | 21 |
| 各種窓口の御案内～つくば市にお住まいの方～ | 22 |
| 【参考資料】つくば市成年後見制度利用促進基本計画 | 24 |

成年後見制度（概要）

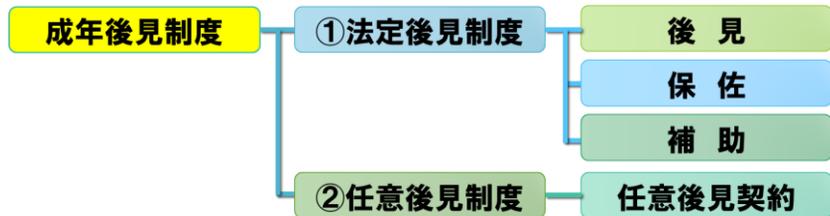
成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、権利や財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。成年後見制度は、「法定後見」「任意後見」の2つの制度から成り立っています。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。ご本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあります。

任意後見制度

現在、判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



【法定後見制度と任意後見制度の特徴】

| | ①法定後見制度 | ②任意後見制度 |
|------------|--|---|
| 対象 | 現在、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない方が対象となる制度です。 | 老後や将来の設計が出来るほど、判断能力が十分ある方が対象となる制度です。 |
| 手続き | 手続きは、申立人（ご本人や親族など）が家庭裁判所に申立てを行います。 | 手続きは、ご本人が公証役場で公正証書を作成します。 |
| 後見人 | 法定後見人は、家庭裁判所が決定します。申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。 | 任意後見人候補者は、ご本人が決めます。ご本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。 |
| 内容 | 法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。 | 任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、ご本人が公正証書に定めた内容になります。（※取消権はありません。） |
| 監督 | 法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。 | 任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した任意後見監督人（弁護士や司法書士など）の監督を受けます。 |

類型、成年後見人等の権限

類型

| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
|-----|--------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 同意権 | 付与の対象 | — | 民法第13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた法律行為 | 民法第13条1項の範囲内で、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為 |
| | ご本人の同意 | — | 不要 | 必要 |
| 取消権 | 付与の対象 | 成年被後見人の行った法律行為全般（日常生活に関する行為は除く） | 同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為 | 同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為 |
| | 取消権者 | ご本人・成年後見人 | ご本人・保佐人 | ご本人・補助人 |

代理権

代理権とは、ご本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

ご本人に契約能力がなくても、施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

同意権・取消権

同意権は、ご本人が特定の行為を行う際に、その内容がご本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。

ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

民法第13条第1項の行為（保佐人の同意を要する行為等）

- ① 貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること
- ② 金銭を借りたり、保証人になること
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり手放したりすること
- ④ 民事訴訟で原告となる重要な財産について、手に入れたり手放したりすること
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁合意をすること
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
- ⑦ 贈与・寄贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること
- ⑩ 「①～⑨」の行為を未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の法定代理人としてすること

成年後見人等の権限

代理権

後見人 すべての法律行為

保佐人

補助人

★ご本人の同意が必要！

申立ての範囲内で与えられた法律行為

…必ず与えられる権限

同意権

保佐人 民法13条1項の行為

補助人 ★ご本人の同意が必要！

民法13条1項の範囲内であり、かつ、申立ての範囲内で与えられた法律行為

保佐人

申立ての範囲内で与えられた法律行為（民法13条1項以外の行為）

…申立てにより与えられる権限

申立て前の確認事項

- 成年後見制度は**精神上の障害がある方が対象**です。
(障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません)
- 手続きにはある程度の**時間がかかります**。
(問題がなければおおむね2～3カ月)
- 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任します。**申立人の希望する人が選任されとは限りません**。
- ご本人の預貯金等の財産の内容によっては、裁判所から**後見制度支援信託**の利用の検討を求められる場合があります。
- 成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常はご本人が死亡するまで続きます**。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- **いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません**ので、ご注意ください。

申立て

申立てをすることができる人

- ご本人、配偶者、**4親等内の親族**
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者
任意後見人
任意後見監督人 など

申立てをするところ

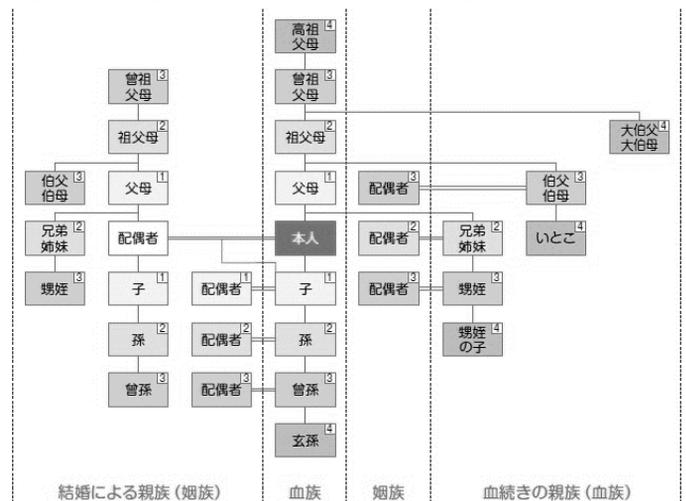
- ご本人が実際に住んでいるところを管轄する家庭裁判所に申立てます。

※つくば市にお住まいの方
→ [水戸家庭裁判所土浦支部 \(22ページ\)](#) へ



住民票上の住所ではありません

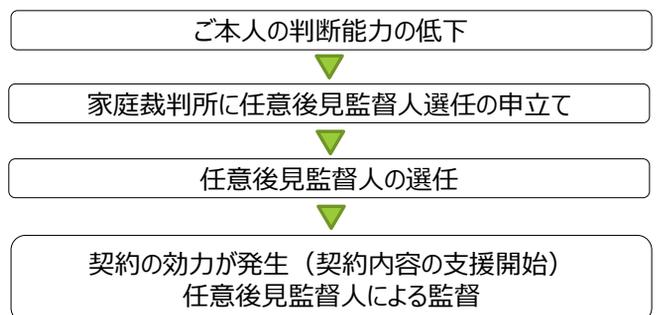
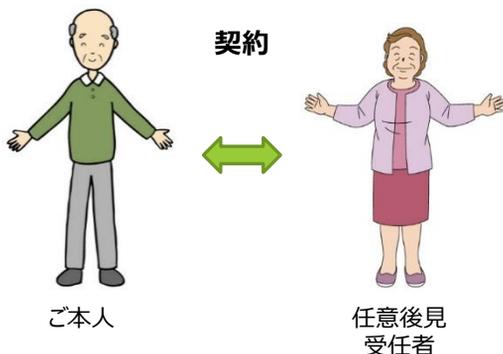
■ 4親等内親族の図 ※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。



任意後見制度 (概要)

任意後見制度は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見受任者）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおきます。

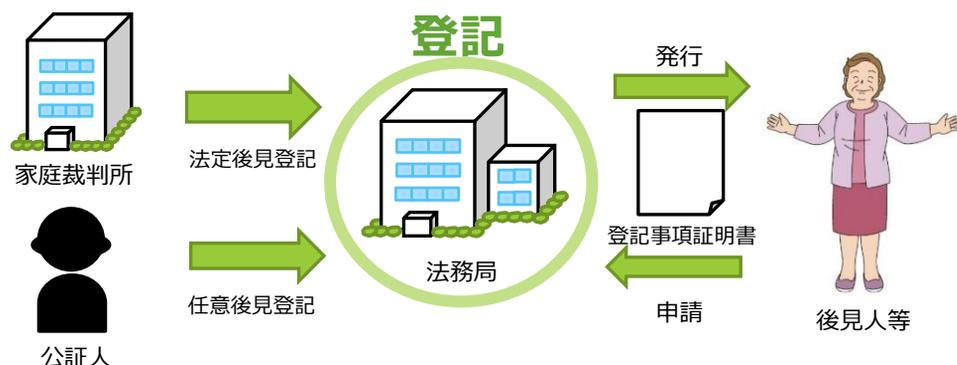
任意後見契約は、ご本人の判断能力が低下し、
家庭裁判所でご本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。



成年後見登記制度

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータシステムにより法務局で登記し、登記官が「登記事項証明書」を発行し情報を適正に開示することによって、判断能力が十分でない方との取引の安全を確保するための制度です。以前は「禁治産」「準禁治産」の宣告を受けた方は戸籍に記載していましたが、プライバシーの保護や成年後見制度の使い勝手を考慮して成年後見登記制度が新たにつくられました。

ご本人や成年後見人等から請求があれば法務局が「登記事項証明書」を発行し、これを相手方に示すことによって安全で円滑な取引ができることとなります。



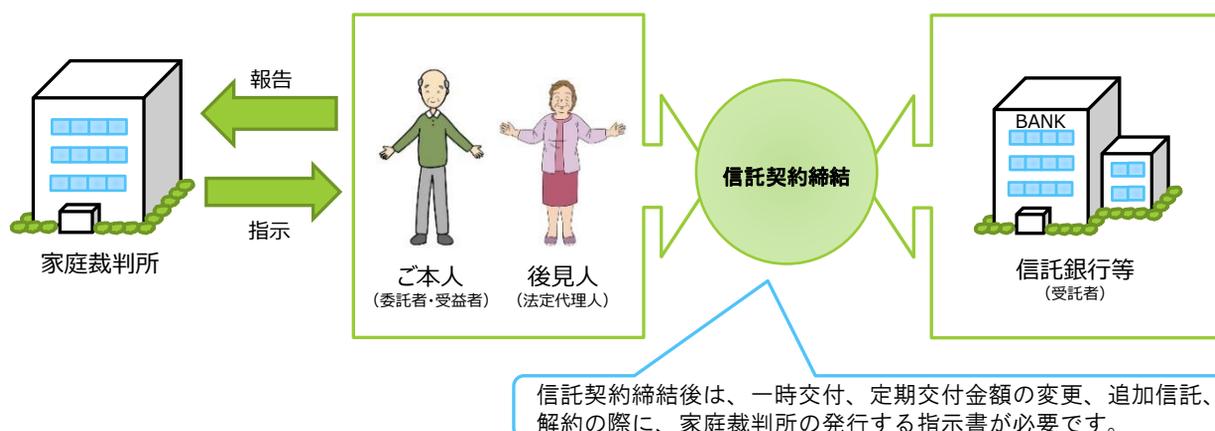
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

対象は成年後見と未成年後見で、全員が対象となるわけではなく財産の状況により、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合は、弁護士等の専門職を後見人に選任します。

弁護士等の専門職後見人は、信託契約を結ぶかどうかを検討し、信託契約締結後に専門職後見人は辞任し、親族後見人に引き継ぐこととなります。

信託契約締結後に多額の支出が必要となった場合などは、家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を提出し、問題がない場合は家庭裁判所が指示書を発行し払戻しができるようになります。



後見制度の利用にかかる費用

✿ 申立てにかかる費用（原則として申立人が負担します。13ページ）

申立てにかかる印紙や切手など（1万5千円程度）の他、医師の診断書に費用がかかります。また、精神鑑定が必要な場合、プラス5万円～10万円ほどかかります。

✿ 後見人等が選任されてから（ご本人が負担します）

後見人等への報酬がかかります。ご本人の資産等の状況を見て、家庭裁判所が報酬の有無と額を決めます。

成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、ご本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、ご本人を保護・支援します。

財産の管理

【成年後見人等ができること】

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理
(預貯金管理、年金や給与の受取り、公共料金、税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- ご本人が不利益な契約を組んでしまった場合の取り消し

など

【成年後見人等ができないこと】

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いなど、ご本人に不利益な費用の支払い
- ご本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使

など

成年後見人等が注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等とご本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

身上監護

【成年後見人等ができること】

- 日常生活の見守り
- ご本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い

など

【成年後見人等ができないこと】

- 買物・通院同行などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意
(生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など)
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等をご本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定（居場所指定権）
- ご本人の死後の事務（葬儀・相続など）

など

家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

注意

成年後見人等はご本人の財産を適切に管理しなければなりません。

- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしにご本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
- 成年後見人等がご本人の財産を不適当に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領罪などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

法定後見制度の申立ての手続きの流れ

1 検討

誰が申立てをするか検討します

【申立てをすることができる人】(3ページ参照)

- ご本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人等

後見人等候補者を検討します

【成年後見人等になれる人】

- ご本人の親族
- 市民後見人
- 法律・福祉の専門家(弁護士、行政書士、社会福祉士など)
- 法人(社会福祉法人、NPO法人など)など

【成年後見人等になれない人】

- 未成年者
- 成年後見人等を解任された人
- 破産者で復権していない人
- ご本人に対して訴訟したことがある人、その配偶者または親子
- 行方不明である人

※申立て時に適切な後見人候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※「申立て前の確認事項」をよくお読みいただいたうえでご確認ください。

支援方法

支援者

- ご本人の支援に適切な候補者の検討・提案

つくば成年後見センター

- 各種専門職団体の連絡先を案内
- ご本人・関係者面談のうえ、市民後見人の受任可否を確認

※支援者とは、行政、ケアマネジャー、相談支援専門員、各事業所職員はど判断能力が十分でない方を支援している方を表しています。

2 申立て準備

申立てに必要な書類を準備します

① 申立書類の入手(手続き案内)

つくば成年後見センターで『後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて(令和2年4月、水戸家庭裁判所)』(成年後見制度の説明)を受け、「成年後見等申立セット」(様式、記入例等)を取得します。

※水戸家庭裁判所ホームページからもダウンロードすることができます。

② 診断書の取得

診断書を取得する際には、主治医に相談してください。診断書を作成いただける場合には「成年後見等申立セット」に入っている様式で、「本人情報シート」に必要事項を記入し、「お願い(主治医の先生へ)」「診断書・診断書附票」と一緒に主治医に渡します。また申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否を依頼します。

【診断書作成費用のめやす】(13ページ)

5,000円～30,000円程度

※医療機関によって異なります)

※医師は精神科等専門医でなくても構いません。

※ご本人情報シートは、原本と複写を用意します。原本は主治医へ、複写は申立書に添付し家庭裁判所へ提出します。



支援方法

支援者

- 申立てセットの入手方法を説明
- 医療機関に診断書作成の協力依頼
- 主治医にご本人状況を情報提供
- 必要に応じ、受診や通院介助の調整

つくば成年後見センター

- 申立てセットの入手方法を説明
- 制度概要説明のうえ、申立てセットを配布
- 戸籍謄本・住民票、各種添付書類の取得方法、ご本人財産・収支資料の確認方法等について説明

弁護士・司法書士

- 申立てから戸籍謄本・住民票等証明書取得を申立書類作成と同時に委任契約が可能

3 申立て・審問・調査・鑑定

③申立書の作成及び添付書類の準備

申立てに必要な書類一覧（14ページ）を参照し、書類の準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを検討します。

※申立てに必要な費用は（15ページ）参照

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用をご本人負担とする旨の上申書を提出した場合、家庭裁判所が認める場合があります。

支援方法

つくば成年後見センター・支援者

- 申立類型・支援内容の検討
- 申立書記載例に基づき説明

弁護士・司法書士

- 申立書類作成を依頼

（委任費用13ページ参照）

4 審判・登記

✿ 審判

家庭裁判所が成年後見人等の選任をします（審判書が申立人、ご本人、後見人に通知されます）。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

✿ 審判確定

後見人等が審判書を受領後、**2週間以内に不服申立て**がなかった場合、審判が確定します。審判に不服があるご本人、配偶者、4親等内の親族（申立人は除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時勧告）の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てすることはできません。

✿ 後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。**確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。**

✿ 事務報告書（就職時）の提出

法務局で「登記事項証明書」を取得し、審判が確定してから1か月以内に家庭裁判所へ事務報告書（就職時）、財産目録及びご本人収支書を提出します。ここから本格的な支援活動が始まります。

✿ 受付・審問・調査

つくば市に居所のあるご本人については、水戸家庭裁判所土浦支部に申立てます。持ち込みでも郵送でも結構です。家庭裁判所で不明点等がある場合には、確認のため、必要に応じて担当の調査官から連絡があります。移動困難な場合には、調査官がご本人居所に訪問する場合があります。

✿ 鑑定

後見・保佐の申立てをする場合、ご本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師のよる精神鑑定を行う場合があります。



【登記されていないことの証明書の取得】

■ 交付請求できる方

ご本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等（運転免許証などご本人確認ができる資料の提示・提出必要）

■ 証明書交付手数料

登記されていないことの証明書 1通300円
登記事項証明書 1通550円

■ 窓口での請求

水戸法務局（出張所は不可）の戸籍課で交付を受けることができます。（下記持参）

- ・請求者のご本人確認できる資料
- ・請求者の印鑑

- ・親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や4親等内の親族の場合）

■ 郵送での請求

東京法務局宛てに下記の書類を郵送し交付請求します。（約1週間～10日程度かかります）

- ・申請書（収入印紙（手数料）を貼る）
- ・請求者のご本人確認できる資料のコピー
- ・親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や4親等内の親族の場合）

- ・返信用の封筒（切手を貼り、あて名を記載した長3サイズの封筒）
※申請書は東京法務局のホームページからダウンロード

■ 申請書送付先

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

任意後見制度の手続きの流れ

1 検討

❖ 任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】

成人であれば誰でも任意後見人になることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士など専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

❖ 任意後見受任者に委任する内容を決めます

ご本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。

委任者に意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】

- 財産管理に関すること
- 身上監護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬（金額はご本人との契約により決定します）など

ご本人の判断能力の低下を適切に判断するために・・・

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的にご本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておくことが必要です。日頃ご本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、ご本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

2 契約

❖ 任意契約の締結

【任意後見人になれる人】

ご本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。

（出張費別途有料）

【必要な書類】

- 戸籍謄本（ご本人）
- 住民票（ご本人・任意後見受任者）
- 印鑑登録証明書（ご本人・任意後見受任者）
- その他（証明書や財産目録等が必要な場合もあります）

※法人は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

※公証人が契約者の判断能力に疑義がある場合には診断書が求められます。

【任意後見契約にかかる費用】約15,000円

- 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 法務局に納付する印紙代 2,600円
- その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

❖ 任意契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理手権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登記されます。登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

❖ 見守り契約(任意後見契約と併用)

支援する人がご本人と定期的に面談や連絡を行い、ご本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

❖ 財産管理契約

自分の財産の管理や、その他生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。契約は当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。

❖ 死後事務委任契約

成年後見人等や任意後見人の職務は、ご本人の死亡により終了します。亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいと言われています。公正証書遺言は、死亡後から希望された葬儀や相続などが実行されます。希望により遺言執行者になります。

※別途、契約作成料として費用がかかります。（9ページ）

3 申立ての準備

任意後見監督人の選任 申立てに必要な準備をします

ご本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見人監督人選任の申立てをします。

なお、申立てをするにはあらかじめご本人の同意が必要です。ただし、ご本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- ご本人、配偶者、4親等以内の親族
- 任意後見受任者 など

【申立てに必要な書類】

- 申立書
- 親族関係図
- 財産目録、ご本人収支表
- 診断書・診断書附票
- 戸籍謄本（全部事項証明書）
- 任意後見登記事項証明書
- 任意後見契約公正証書の写し
- ご本人の財産や収支に関する資料
- その他（印鑑等）

※任意後見監督人候補者がいる場合、候補者の戸籍等が必要です。

※戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものがが必要です。

【任意後見監督人選任申立てにかかわる費用】（水戸家庭裁判所土浦支部）

診断書料、戸籍等各種証明書申請費用として**7,035円が必要**です。

- | | | |
|-----------|--------|---|
| ■ 収入印紙 | 800円 | } |
| ■ 登記嘱託手数料 | 1,400円 | |
| ■ 郵便切手 | 4,835円 | |

4 申立て・審問・調査

任意後見監督人の選任 申立てをします

ご本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に郵送するか、窓口を持ち込みます。

※つくば市に居所のあるご本人については、水戸家庭裁判所土浦支部（20ページ）に申立てます。

審問・調査

家庭裁判所調査官が、ご本人の状況など詳しい事情を、関係者から聴取します。

5 審判・登記

審判・確定

家庭裁判所の任意後見監督人を選任します。（審判書が申立人、ご本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます）。

後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

【遺言の活用】

遺言の方式には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

■自筆証書遺言

自筆証書遺言は、軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思にしたがって作成することができ、手軽で、かつ、自由度の高い制度です。法改正により、財産目録について自書しなくてもよくなり、法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなりました。

■公正証書遺言

公正証書遺言は、法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の承認が立ち会うなど厳格な方式にしたがって作成し、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度です。また、遺言者は遺言の内容について公証人の助言を受けながら、最善の遺言を作成することが出来ます。また、遺言能力の確認も行われます。

公正証書作成費用の例 （土浦公証人役場）

■任意後見契約書作成費用19,000円を基本として、以下の費用が必要です。

- | | | |
|---|------------|---------|
| + | 東京法務局登記嘱託 | 4,575円 |
| + | 見守り、財産管理契約 | 15,000円 |
| + | 死後事務委任契約 | 15,000円 |

※公証人が契約可能かどうかの見極めをするため、ケースによっては診断書が必要な場合があります。
※公正証書作成枚数によって変動します。



あんしん生活支援サービス（つくば市社会福祉協議会事業）

お元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」について、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」とパッケージで提供いたします。

つくば市社会福祉協議会は、三つの委任契約（見守り、財産管理、死後事務）による有償サービス「あんしん生活支援サービス」をとおして、「自らの意思に沿って将来の不安に備えたい」という市民の思いに応えます。

任意後見契約 +

あんしん生活支援サービス

見守り

財産管理

死後事務

利用対象者

つくば市民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者夫婦世帯、または障害のある方で

紛争性がない

+

身上監護と日常的な金銭管理が中心

+

他に適切な支援者がいない方

※つくば市社会福祉協議会を受任者とする任意後見契約を原則とします。

注) つくば市社会福祉協議会法人後見受任審査会…つくば市社会福祉協議会が実施する成年後見人等の業務について、受任の適否を判断したり、後見業務の指導を行う。委員には学識経験者、医師、弁護士、司法書士、行政職員が就任している。

サービス内容

見守り契約(任意後見契約と併用)

支援する人がご本人と定期的に面談や連絡を行い、ご本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断します。任意後見契約と一緒に契約することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見活動に移行します。任意後見が始まると見守り契約は終了します。

【活動例】

- 月1回の以上定期訪問による面談
- 生活の困りごとを解決するための、行政サービスや民間サービスに関する情報提供、助言
- 行政、サービス提供機関からの通知等の確認の援助
- その他、福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

…など

財産管理契約

自分の財産の管理や、その他生活上の事務について、つくば市社会福祉協議会に具体的な管理内容を決めて委任する契約です。契約は当事者間の合意により、開始時期や内容も自由に決めることができます。財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。

【活動例】

- 年金・手当などの受領確認
- 日常的な生活費の預金払い戻し
- 医療費支払いの手続き
- 税金、公共料金、家賃、地代、日用品等の支払い
- 賃貸している不動産の家賃収入の管理
- 生命保険の加入や、保険金請求手続き

…など

死後事務委任契約

成年後見人等や任意後見人の職務は、ご本人の死亡により終了します。亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの手続きをつくば市社会福祉協議会に委任する契約です。希望により遺言執行者になります。

【活動例】

- 直葬、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- 永代供養に関する事務
- 生活用品・家財道具等の遺品整理・処分等の事務
- 医療費、入院費、施設入所費等の清算事務
- 公共サービス等の名義変更・解約・清算事務
- 親族等への連絡に関する事務

…など

サービス利用料

| サービス種類 | 利用料 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------------|
| 契約手続き支援料（初回のみ） | 30,000円（初回のみ） | 契約（公正証書作成までの訪問支援含む） |
| 基本料金（見守り活動） | 月額 3,000円 | 貸金庫使用料含む |
| 個別サービス利用料 | 1時間1,500円 | 1時間以降30分ごとに750円加算 |

※サービス実施には上記の利用料が必要です。

※個別サービスとは、財産管理契約に基づいた、金融機関等での預貯金の出し入れ等の直接支援をいいます。

※任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料に係る実費（9ページ参照）は自己負担となります。

※任意後見人及び任意後見監督人の月額報酬（16ページ参照）は自己負担となります。

※つくば市社会福祉協議会職員がサービス提供します。

ご利用の流れ



☘ 社会福祉協議会に連絡してください

まずは、つくば成年後見センターに御連絡ください。ご本人以外でも、家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じてのお問い合わせにも対応します。

☘ 担当者が伺います

専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設や、病院などを訪問し、お話を伺います。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。

☘ 支援計画づくりと法人後見受任審査会審査

どのような支援をどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考え、契約内容・支援計画をつくります。納得された場合に、公正証書の作成準備に入ります。

☘ 公正証書により契約を結びます

契約内容に間違いがなければ、ご本人とつくば市社会福祉協議会とが公正証書により利用契約を締結します。

☘ サービスを開始します

支援計画にそって、本会職員がサービスを提供します。

あんしん生活支援サービスと日常生活自立支援事業の違い

ご本人との契約により支援活動を行う点では似ていますが次の点で明確な違いがあります。

■将来に備える

円滑に成年後見制度（任意後見）を利用するための任意契約があんしん生活支援サービスです。判断能力が低下した際に利用を検討する日常生活自立支援事業と違いがあります。

■法律行為

あんしん生活支援サービスは任意後見契約受任者としての責務のもと、任意契約で定められた法律行為を行います。日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助を基本に、日常的な金銭管理の援助活動にとどまります。



あんしん生活支援サービスに関する問合せ先

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
つくば成年後見センター

〒300-3257

茨城県つくば市筑穂一丁目10番地4（大穂庁舎内）

TEL029-879-5511 FAX029-879-5501

メール tsukuba.koken@gmail.com

成年後見制度活用検討フローチャート

支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合、どのような流れで成年後見制度活用を検討すべきかを示すものです。ガイドラインや調査票を用いながら、法定後見制度の利用検討を進めます。

各種相談 ▶▶▶ アセスメント ▶▶▶ 生活上の課題整理

契約行為・財産管理等の課題あり

契約行為・財産管理等の課題なし

ほかの支援制度へ

成年後見制度活用検討ガイドライン（11ページ）
（成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用を検討）

日常生活自立支援事業の利用へ

☆のみに✓があり日常生活自立支援事業で支援可能な場合

成年後見制度の利用へ

1 事前準備／相談受付票（成年後見にかかる調査票）

ご本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有します。

【※関係機関の情報共有ツールとして活用
※つくば市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。】

2 申立ての必要性の検討

職場内、関係機関でケース検討会議等を開催し必要性を判断
（※判断に迷う場合は、つくば成年後見センターへ相談）

必要性なし

ほかの支援制度へ

必要性あり

3 申立人の検討

ご本人申立て

ご本人が…

- 申立てを行う判断能力を有している
- 申立ての必要性が理解できる
- 申立ての意思がある
- 申立手続きを進めることができる
（代理申立利用・申立支援する場合も含む）

親族申立て

4 親等内の親族が…

- いることがわかっている
- ご本人の状況を把握することができる
- 申立ての必要性が理解できる
- 申立ての意思がある
- 申立手続きを進めることができる
（代理申立利用・申立支援する場合も含む）

市長申立て

【ご本人×、親族×の場合】

- この場合は、つくば市長が申立て
- ご本人が高齢者
→ 市役所地域包括支援課へ
 - ご本人が65歳未満の障害者
→ 市役所障害者地域支援室へ

全て☑の場合は
ご本人申立てへ

全て☑の場合は
親族申立てへ

4 申立支援

つくば成年後見センターと支援者が連携し、申立手続きを支援します。
（必要に応じ、専門家への代理申立て・書類作成委任も検討）

つくば市役所が申立書類作成

5 成年後見人等候補者の検討

ご本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討します。

親族

第三者（市民後見人、専門職、法人等）

6 後見等開始の審判申立て

受付・調査・審問・鑑定 ▶▶▶ 審判 ▶▶▶ 審判の確定・登記

成年後見制度活用検討ガイドライン

契約行為・財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に、日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。ガイドラインでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について比較検討できるように作成しています。次の「ガイドライン使用時の留意事項」を参考にしてください。

成年後見制度活用検討ガイドライン使用時の留意事項

ガイドラインの視点

- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、また、居たとしても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることは出来ませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されるとご本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻す場合を除いて、亡くなるまで続きます。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

- 判断能力…日常生活自立支援事業の契約については、**①契約能力**（年金等がどの口座に入金されているか答えることができるなど）**②ご本人の利用意向** **③契約の必要性** を確認のうえ締結することになります。
- 財産管理…日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
- 身上監護…日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は、ご本人の契約を支援することは可能ですが、内容が理解できずご本人に代わって契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

ガイドライン

成年後見制度の活用が望ましいと思われる案件（あくまでも目安です。事例の課題整理に活用ください）

—該当する項目にをつけてください。—

☆だけにがある場合は、日常生活自立支援事業で対応できる可能性があります。

がある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

1 判断能力

- ☆何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立（補助相当）
- ☆日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立（保佐相当）
- 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護が必要（後見相当）

2 財産管理

- ☆ 日常的な金銭管理に支援が必要
- ☆ 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返す
- ☆ 年金・手当等の受取り手続きが必要
- 生命保険などの請求の手続きが必要
- 税金の申告が必要
- 賃貸借契約の手続きが必要
- 高額な買い物や、消費者被害に遭った
- 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要
- 借金をしたり、他人の保証人になった
- 借金の整理、ローンの返済が必要
- 遺産相続の手続きが必要
- 裁判所の手続きが必要

3 身上監護

- ☆ 福祉サービスの内容が理解でき、支援すればご本人が契約可能
- 福祉サービスの内容が理解できず、ご本人に代わって契約が必要

【特記事項】

申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

| 種 類 | 名 称 | |
|--|---|--|
| 申立書類 | 1 申立書 | <input type="checkbox"/> 後見・保佐・補助開始等申立書 <input type="checkbox"/> 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】 <input type="checkbox"/> 同意行為目録【補助開始申立用】 |
| | 2 申立関係書類 | <input type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 親族関係図 <input type="checkbox"/> 親族の意見書 <input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 相続財産目録 （ご本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。） <input type="checkbox"/> 収支予定表 |
| 添付書類 | （ご本人の） | ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍附票（発行から3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 診断書、診断書付票（発行から3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> ご本人情報シート写し <input type="checkbox"/> 登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの） |
| | （候補者の） | <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍附票（発行から3か月以内のもの） |
| ご本人についての書類 | 【財産関係】 | |
| | (1)不動産 | <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書（固定資産税納税通知書のコピーでも可） <input type="checkbox"/> 固定資産税評価証明書 |
| | (2)預貯金 | <input type="checkbox"/> 通帳のコピー（過去1年分） <input type="checkbox"/> 証書のコピー <input type="checkbox"/> その他 |
| | (3)有価証券・株式 | <input type="checkbox"/> 証券（取引残高明細書）のコピー |
| | (4)保険 | <input type="checkbox"/> 保険証書のコピー |
| | (5)負債 | <input type="checkbox"/> 負債の具体的な内容を示す資料のコピー |
| | (6)収入 | <input type="checkbox"/> 年金通知のコピー <input type="checkbox"/> 確定申告書のコピー <input type="checkbox"/> その他 |
| | (7)支出 | <input type="checkbox"/> 医療費や施設利用料の領収書のコピー（直近1か月分） <input type="checkbox"/> 税金・社会保険の納付通知書のコピー <input type="checkbox"/> 請求書等のコピー <input type="checkbox"/> その他 |
| | 【健康状態資料】 | |
| (1)各種手帳 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証のコピー <input type="checkbox"/> 療育手帳のコピー <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳のコピー <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー | |
| 裁判所に納める費用（※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。） | <input type="checkbox"/> 収入印紙(申立費用) | 後見・保佐・補助開始 800円 同意権付与 800円 代理権付与 800円 |
| | <input type="checkbox"/> 収入印紙(登記嘱託費用) | 2,600円 |
| | <input type="checkbox"/> 郵便切手 | 【後見開始4,835円】 500円×4枚、210円×5枚、100円×3枚、84円×15枚、20円×5枚、10円×10枚、5円×5枚 ※保佐または補助開始は、上記に加えて500円×2枚を追加 ※審査中の通信費用。不足の場合、追加をお願いされる場合あり。 |
| | <input type="checkbox"/> 鑑定料(必要な場合) | 50,000円～100,000円程度 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 印鑑（認印で可。申立書に押印したものを持参） | |

『後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて(令和2年4月、水戸家庭裁判所)』による

成年後見制度にかかる費用・助成

成年後見申立てに係る費用

申立費用

| | 名 称 | | 取 得 先 | 金 額 |
|-------------|--|----------------|----------------|------------------------|
| 事前準備で必要な費用 | ご本人の | 戸籍謄本(全部事項証明書) | 本籍地市町村役場 | 450円 |
| | | 住民票または戸籍の附票 | 住所地または本籍地市町村役場 | 200円 |
| | | 登記されていないことの証明書 | 法務局 | 300円 |
| | 候補者の住民票または戸籍の附票 | | 住所地または本籍地市町村役場 | 200円 |
| | 診断書 | | 医療機関 | 5,000円～ 30,000円 |
| 家庭裁判所に納める費用 | 収入印紙（申立費用） 後見開始 800円 保佐・補助開始+代理権付与 1,600円 補助開始+同意見付与 1,600円 補助開始+代理権付与+同意見付与 2,400円 | | | 800円～ 2,400円 |
| | 収入印紙（登記嘱託費用） | | | 2,600円 |
| | 郵便切手【後見開始4,835円】 500円×4枚、210円×5枚、100円×3枚、84円×15枚、20円×5枚、 10円×10枚、5円×5枚 ※保佐または補助開始は、上記に加えて500円×2枚を追加 | | | 4,835円～ 5,835円 |
| | 鑑定料（必要がある場合） | | | 50,000円～ 100,000円程度 |

※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。

※住民票や戸籍謄本発行手数料は市町村によって異なります。

※鑑定の場合、鑑定料はかかりません。

※原則として申立費用は申立人の負担となります。

ただし、家庭裁判所がご本人の負担とする審判をすることがあります。

合計 約65,000円

(鑑定がない場合 約15,000円)

申立ての代理及び申立書類作成委託料

ご本人や配偶者、4親等以内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます（約10～20万円）。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。「申立費用」は別途必要な場合もあります。

| 機能 | 団体名 及び 所在地 | 電話番号 | 内容 |
|------|--|--|---------------|
| 弁護士 | 茨城県弁護士会土浦支部 〒300-0043茨城県土浦市中央1-13-3 大国亀城公園ハイツ304 | TEL029-875-3349 | 申立代理 |
| | 法テラス茨城 〒310-0062茨城県水戸市大町3-4-36大町ビル3階 | TEL0570-078317 TEL050-3383-5390 (IP電話の方) | |
| 司法書士 | 公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート茨城支部 〒310-0063茨城県水戸市五軒町1丁目3-16 | TEL029-302-3166 (事務局) | 申立書類の作成及び提出代行 |

❖ 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職に就いてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定し、ご本人の財産の中から支払われることとなります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

ご本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成（15ページ参考）を受けることもできます。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

後見人等に対する報酬

★下記の金額はあくまでも目安であり、実際の金額は**管轄する家庭裁判所**が決定します。

★専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が選任された場合の参考例として、最高裁判所のホームページから引用しました。

❖ 基本報酬…通常の後見事務を行った場合の報酬（令和2年現在）

管理財産の種類、事務の難易、監護の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア 成年後見人、保佐人、補助人

| 管理財産額 | 基本報酬額（参考） |
|-------------------|------------|
| 1000万円未満 | 月額 1万円～2万円 |
| 1000万円以上～5000万円未満 | 月額 3万円～4万円 |
| 5000万円以上 | 月額 5万円～6万円 |

イ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人

| 管理財産額 | 基本報酬額（参考） |
|----------|--------------|
| 5000万円未満 | 月額 1万円～2万円 |
| 5000万円以上 | 月額 2.5万円～3万円 |

ウ 任意後見人

| 管理財産額 | 基本報酬額（参考） |
|-------|--------------|
| | ご本人との契約により決定 |

❖ 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、特別の権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、被後見人の財産を増加させた場合または減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

（例）訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却 など

❖ 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記の「基本報酬」と「付加報酬」の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分されます。

成年後見申立てにかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申請書作成委託料などの立替を行う「民事法律扶助」の制度が利用できる場合があります。

【日本司法支援センター 法テラス】

| 機関名 | 連絡先 |
|---------------|--|
| 法テラス・サポートダイヤル | TEL0570-078374 （月～金曜日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00） |
| 法テラス茨城 | TEL050-3383-5390 （※IP電話の方、月～金曜日9:00～17:00、祝日を除く） |

つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）

ご本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

| 要件区分 | 助成区分 | 審判請求費用 | 報酬 |
|-----------|--|--------|--|
| 申請者 | ■申立人 | | ■被後見人等(後見等の代理申請が可能) |
| 申請時期 | 後見等開始審判の決定後 | | 報酬付与の審判の決定後 |
| 助成対象となる経費 | ■申立費用 ①申立手数料（収入印紙代） ②後見登記手数料（収入印紙代） ③郵便切手代 ④鑑定費用 ⑤申立書の添付資料の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要した費用） ※①～④は家庭裁判所に支払った費用 | | ■後見人等の報酬 ※後見監督人は対象としていません。 |
| 助成対象となる要件 | 市内に住所を有する被後見人等(申立人、配偶者、4親等以内の親族含む)もしくは下記の①から③の「いずれかの該当する場合に助成の対象となります。 ①生活保護を受給している方 ②つくば市が介護保険の被保険者になる方 ③障害のある方でつくば市が介護保険給付費の支給決定をしている方 | | 市内に住所を有し、下記の①から③のいずれかに該当する被後見人等が対象となります。親族後見人は除きます。 ①生活保護を受給している方 ②中国残留邦人等支援給付を受けている方 ③報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる方 |
| 助成金額 | ■対象者がご本人の場合 ①生活保護を受給している方 ②つくば市が介護保険の被保険者になる方 ③報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる方 ※①から③に該当する方は、審判請求費用の全額が助成されます。①から③以外の方は、診断書作成料と5,000円を上限としてどちらか少ない額 ■対象者／親族の場合 市町村民税非課税世帯 ※審判請求費用の全額が助成されます。上記以外の方は、診断書作成料と5,000円を上限としてどちらか少ない額 | | ※家庭裁判所が審判した額と月額28,000円（施設入所者は月額18,000円）を上限として、どちらか少ない額 |
| 申請先・問合せ先 | つくば市福祉部障害者地域支援室、地域包括支援課（21ページ） | | |

日常生活自立支援事業について

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応していいかわからない。

毎日の暮らしの中には、さまざまな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、地域で生き生きと安心して暮らせるようにサポートします。

実施主体

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会・茨城県日常生活自立支援センター

※つくば市社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業実施要領に基づき、事業の一部を受託しています。

利用対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、**判断能力が不十分な方**が対象です。

※施設や病院に入所・入院した場合でも利用できます。

ご本人との契約によりサービスの提供を行います。また、判断能力が著しく低下し、契約を結べない方は、成年後見制度を利用することによりサービスの提供が行われます。

- 【例】
- 福祉サービスを使いたいが、どうすればいいかわからない方
 - 計画的にお金を使いたいが、いつも迷ってしまう方
 - 最近物忘れが多くて、預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配な方
 - 介護保険関係の書類がいるけれど、どう手続きしたらいいかわからない方

利用できない方

- 判断能力は問題ないが金銭管理ができない方
- 判断能力に全く問題のない身体障害者
- 世帯契約（ご本人との契約なので、世帯でサービスが必要な場合でも個々人と契約します）
- 判断能力が著しく低下し契約締結能力がない人（成年後見制度が担います）
- 本事業に対する利用意思がない人（ご本人との委任契約となります）

サービスの内容

つくば市社会福祉協議会は基幹的社協として次のサービスを提供します。

福祉サービス利用援助（基本サービス）

- 福祉サービスに関する情報提供、助言
- 福祉サービス利用手続きの援助
- 苦情解決制度の利用手続きの援助
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きの援助
- 行政、サービス提供機関からの通知等の確認の援助
- その他、福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

日常的な金銭管理サービス（付随サービス）

- 年金、手当などの受領確認の援助
- 日常的な生活費の預金払い戻しの援助
- 医療費を支払う手続きの援助
- 税金、公共料金、家賃、地代、日用品等の代金を支払う手続きの援助

書類の預かりサービス

（付随サービス/「書類等の預かりサービス」のみの利用はできません）

預金通帳、保険証書、不動産権利証、不動産契約証、実印、印鑑登録カード、住基カード、その他 実施主体（17ページ）が適当と認めた書類

【安心してご利用いただくために】

茨城県社会福祉協議会に、2つの委員会を設置しています。これらは、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、適正な事業運営に努めています。

- **契約締結審査会**
ご本人と社会福祉協議会の契約内容を審査します。
- **運営適正化委員会**
サービス提供の適切さを監督します。

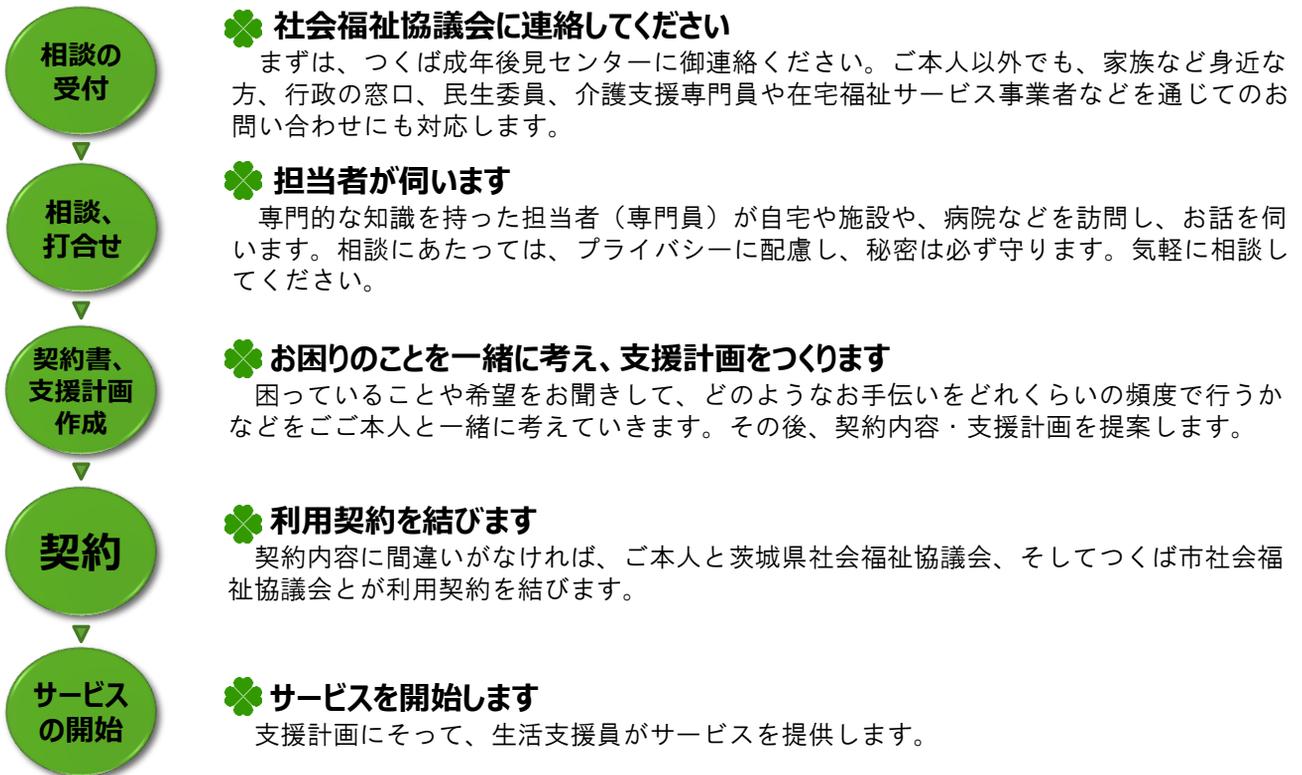
費用

相談、支援計画の作成、契約の締結は無料です。

| サービス | 単価 |
|------------------------------|-----------------------------|
| ■ 福祉サービス利用手続きの援助・金銭管理などのサービス | 1時間あたり 1,100円（以降30分ごとに550円） |
| ■ 通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス | 1カ月あたり 500円 |

上記利用料のほかに、ご本人宅から利用金融機関等への移動に要した生活支援員の交通費については、ご本人に負担していただきます。
※生活保護を受けている方は、利用料と交通費が免除されます。

ご利用の流れ



日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

日常生活自立支援事業は、ご本人との契約により福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理などを行う生活支援です。

これに対して、成年後見制度は、家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、ご本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等の法律行為を行うものです。

日常生活自立支援事業は、契約内容がある程度理解できる能力が必要ですが、判断能力が低下し、契約が結べない状況の場合には、成年後見制度により、後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任して、後見人等（後見人、保佐人、補助人）と社会福祉協議会の契約により、利用することができます。

その場合、契約締結審査会に図ります。

日常生活自立支援事業に関する問合せ先

【基幹型社協】 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
つくば成年後見センター

〒300-3257
茨城県つくば市筑穂一丁目10番地4(大穂庁舎内)
TEL029-879-5511

【実施主体】 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
茨城県日常生活自立支援センター

〒310-0851
茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館
TEL029-241-1134

成年後見制度と日常生活自立支援事業との違い

| | 成年後見制度 | | 日常生活自立支援事業 |
|---------------------|---|--|--|
| | 法定後見制度 | 任意後見制度 | |
| 概要 | 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方の、財産管理や身上監護等を成人後見等が行うことで、ご本人の意思を尊重し、法律面や生活面を支援する。 | 十分は判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上監護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。 | 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるように支援する。 |
| 所管 | 法務省 | 法務省 | 厚生労働省 |
| 法益根拠 | 民法、家事事件手続き法等 | 任意後見契約に関する法律 | 社会福祉法、厚生労働省通知等 |
| 対象者 | 精神上の障害により判断能力が ■ 欠く状態にある人 → 後見 ■ 著しく不十分な人 → 保佐 ■ 不十分な人 → 補助 | 判断能力が十分な人 | 精神上の理由により判断能力が不十分な人(契約ができる程度) ※手帳等の保持者に限らない |
| 支援者 | 成年後見人・保佐人・補助人 (必要に応じ監督人を選任) ※複数可 | 任意後見人(申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる) | つくば市社会福祉協議会(事業の一部を受託)職員及び法人履行補助者として生活支援員 |
| 手続き | 家庭裁判所に申立て (ご本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等) ※ご本人の同意 後見 = 不要 保佐、補助 = 必要 家庭裁判所による後見人等の選任 | 公証役場にてご本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 ご本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て(ご本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者) | つくば成年後見センターに相談、申し込み(ご本人、関係者、機関、家族等) ※ご本人と茨城県社会福祉協議会、つくば市社会福祉協議会と契約 |
| 意思能力の確認・審査 鑑定・診断 | 医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出 | 医師の診断書を家庭裁判所に提出 | 契約の能力・意思・サービスの必要性について契約締結審査会で審査・確認 |
| 契約の解除・取下げ | いったん申立てると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、ご本人の判断能力が回復しない限り、ご本人が死亡するまで責任を負う。 | ご本人意思によって契約が解除する場合は、公証人の認証が必要。 変更する場合は、公正証書による。 | ご本人の意思によって契約を終了することができる。 |
| 支援方法 | ■ 財産管理および身上監護に関する法律行為 【代理権】 後見/財産に関するすべての法律行為 補助・保佐/申立ての範囲内で与えられた法律行為 【同意権・取消権】 後見…日常生活に関する行為以外の行為 保佐…民法13条第1項に定める所定の行為 補助…家裁が定める「特定の法律行為」 | ■ 任意後見契約で締結した事務 【代理権】 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部または全部について、代理権を行使して事務を行う。 ※同意権・取消権はない。 ※ご本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。 | ■ 福祉サービスの利用補助(基本) ■ 金銭管理サービス(不随) ・ 預貯金通帳の入出金 ・ 公共料金・福祉サービス ・ 利用料等の支払い ■ 書類の預かりサービス(付随) ・ 通帳や証書など重要な書類の保管 |
| 費用 | ■ 申立費用(申立人負担) 登記手数料、鑑定費用等 ■ 成年後見人等、監督人に対する報酬費用(ご本人財産から負担) ※金額は裁判所が決定 ■ 後見の事務に関する費用(ご本人の財産から負担) | ■ 公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ■ 任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定 | ■ 契約締結までは無料 ■ 契約後の援助はご本人の負担 【金銭管理サービス】 1,100円/1時間 以降 550円/30分ごと 【書類預かりサービス】 500円/月額 |
| 費用減免 助成 | 成年後見制度利用支援事業による助成 | なし | 生活保護受給者無料(公費補助) |

つくば成年後見センター

つくば成年後見センターは、つくば市における包括的な権利擁護推進拠点として「成年後見制度推進事業」「日常生活自立支援事業」「あんしん生活支援サービス」を事業の柱として活動しています。

事業のご案内

成年後見制度推進事業（つくば市受託事業）

【中核機関業務】

■ 成年後見制度に関する相談や申立てのお手伝い（無償）

成年後見制度を利用したい、詳しく聞きたい方に丁寧にご説明します。必要に応じて制度利用までの手続き等を無償で支援※1します。

■ 成年後見制度を多くの人に知ってもらう活動

広報紙への掲載や説明会・研修会の実施により、市民、関係機関等に対して成年後見制度や関係制度の広報・周知を図ります。

■ 市民の皆さんが「市民後見人」として活躍するお手伝い

成年後見制度を支える担い手として、市民後見人の養成とフォローアップを行います。

※つくば市の推進方法は「分業型※2」です。

■ 市民の皆さんの後見活動を支援する活動

市民後見人を積極的に育成・活用し、つくば市社会福祉協議会が後見監督人になることによって、地域における成年後見制度の利用拡大を目指します。

■ 地域の権利擁護ネットワークを構築し成年後見制度へのアクセスをスムーズにする活動

市民をはじめ、様々な職種の方々が成年後見制度を必要とする方をチームとして支え、そのチームを関係する機関が支える地域連携ネットワークづくりと運営を行います。このネットワークの中心的な機関として、つくば成年後見センターは活動します。

【法人関係業務】

■ 社会福祉協議会が後見人等を受ける活動

身近に成年後見人等になる親族がいない、判断能力の低下した高齢者や障害のある方に、法定後見制度を利用したサービスを行います。つくば市社会福祉協議会が後見監督人を含む成年後見人等を受任します。

日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会受託事業）

判断能力が不十分な方との契約によって行う権利擁護活動

■ 福祉サービス利用援助事業（基本サービス、有料）

■ 日常的金銭管理サービス（付随サービス、有料）

■ 書類預かりサービス（付随サービス、有料）

※生活保護受給者の方は無料です。

あんしん生活支援サービス（つくば市社会福祉協議会事業）

将来の不安に備えるために、任意後見契約と以下の任意契約サービスをパッケージで締結します。

■ 見守り契約

■ 財産管理契約

■ 死後事務委任契約

※有償サービスです。

別途、公正証書作成費用等の自己負担があります。

任意後見契約 +

あんしん生活支援サービス

見守り

財産管理

死後事務

※注1 必要に応じて制度利用までの手続き等を無償で支援する例は、弁護士法第72条に抵触しない範囲に限ります。

※注2 法人後見業務の身上監護を担当する市民を養成します。つくば市社会福祉協議会の法人後見支援員・生活支援員として活動いただくとともに、経験を積んだ方を成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦します。

各種窓口の御案内～つくば市にお住いの方～

法定後見申立窓口

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-------------------------|-----------------|
| 水戸家庭裁判所土浦支部 | 〒300-8567土浦市中央1丁目13番12号 | TEL029-821-4349 |

任意後見制度利用窓口

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|-------------------------------|-----------------|
| 水戸地方法務局所属 土浦公証役場 | 〒300-0813土浦市富士崎1丁目7番21号和光ビル4階 | TEL029-821-6754 |

専門職団体

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|--|
| 公益社団法人成年後見センター リーガルサポート茨城支部 | 〒310-0063 茨城県水戸市五軒町1-3-16 茨城司法書士会内 | TEL029-302-3166 (事務局) |
| 一般社団法人 茨城県社会福祉士会 茨城県権利擁護・成年後見センター「ばあとなあ いばらき」 | 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館5階 | TEL029-244-9030 (事務局) |
| 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 「コスモス いばらき」 | 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 開発公社ビル | TEL029-244-9001 |
| 茨城県弁護士会水戸支部 | 〒310-0062 茨城県水戸市大町2-2-75 | TEL029-221-3501 (事務局) |
| 茨城県弁護士会土浦支部 | 〒300-0043 茨城県土浦市中央1-13-3 大国亀城公園ハイツ304 | TEL029-875-3349 (事務局) |
| 日本司法支援センター 法テラス茨城 | 〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3階 | TEL0570-078317 TEL050-3383-5390 (IP電話の方) |

障害者相談支援事業所

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|---------------------------|-----------------|
| つくばライフサポートセンターみどりの | 〒305-0881 つくば市みどりの1丁目32-9 | TEL029-836-7200 |
| 筑峯学園 | 〒300-4213 つくば市平沢655-4 | TEL029-867-5881 |
| サポートプラザつくば | 〒300-4245 つくば市水守1189-5 | TEL029-867-7170 |
| つくば市社会福祉協議会 | 〒300-3257 つくば市筑穂1-10-4 | TEL029-879-5511 |

地域包括支援センター

| 名称 | 所在地 | 連絡先 | 担当地区 |
|--------------------|--|-------------------------|---|
| つくば市 地域包括支援センター | 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 | TEL029-883-1111 (代表) | 各センターの統括 |
| 筑波 地域包括支援センター | 〒300-4231 つくば市北条1184番地1 (筑波園敷地内) | TEL029-828-5806 | 秀峰筑波義務教育学校区 |
| 大穂豊里 地域包括支援センター | 〒300-2622 つくば市要1187-299 (筑波記念病院敷地内) | TEL029-869-9527 | 大穂中学校区 豊里中学校区 |
| 谷田部西 地域包括支援センター | 〒305-0854 つくば市上横場2290-9 (トレランス田村敷地内) | TEL029-893-3170 | 谷田部中学校区 高山中学校区 みどりの学園義務教育学校区 |
| 谷田部東 地域包括支援センター | 〒305-0834 つくば市手代木1932 (サンシャインつくばリゾート内) | TEL029-897-3231 | 手代木中学校区 谷田部東中学校区 春日学園義務教育学校区 学園の森義務教育学校区 |
| 桜 地域包括支援センター | 〒305-0043 つくば市大角豆1745-5 (筑波病院敷地内) | TEL029-886-3886 | 桜中学校区 竹園東中学校区 並木中学校区 吾妻中学校区 |
| 荃崎 地域包括支援センター | 〒300-1273 つくば市下岩崎2068 (荃崎老人福祉センター隣) | TEL029-886-9500 | 荃崎中学校区 高崎中学校区 |

茨城県社会福祉協議会

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|--------------------------------------|-----------------|
| 茨城県日常生活自立支援センター | 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館 | TEL029-241-1134 |

つくば市（成年後見制度推進事業担当課）

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| つくば市福祉部 障害者地域支援室、地域包括支援課 | 〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 | TEL029-883-1111 (代表) |

(資料引用)

名古屋市成年後見あんしんセンター「成年後見活用ハンドブック

茨城県日常生活自立支援センターパンフレット

水戸家庭裁判所「後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて（令和2年4月）」

最高裁判所ホームページ

発行／つくば市社会福祉協議会
平成30年10月 第1版発行
令和2年8月 第2版発行
令和3年4月 第3版発行

つくば市障害者プラン（第3次つくば市障害者計画、第6期つくば市障害福祉計画、第2期つくば市障害児福祉計画）
つくば市高齢者福祉計画（第8期）

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

このような背景から、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成28年4月15日に公布、同年5月13日に施行し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めました。

本市においても、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、財産管理だけでなく身上保護を重視するなどの基本的な考えの下、高齢者が認知症等により判断能力が不十分になる前から住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の普及啓発と活用の促進に努めます。

第1節 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標値等

(1) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「つくば市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の計画を踏まえ、促進法第14条に沿って、つくば市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(2) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分な人に対して、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人」という。）が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを旨として導入された制度です。また、今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

(3) 今後の施策の目標等

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

(a) 利用者に寄り添った運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

○認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化します。

○任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化します。

イ) 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

○成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携を進めます。

○今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保します。

(2) 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

★ 地域連携ネットワークの三つの役割

左記目標を達成するため、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要があります。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

○ 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手順を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

○ 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

○ 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

★ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

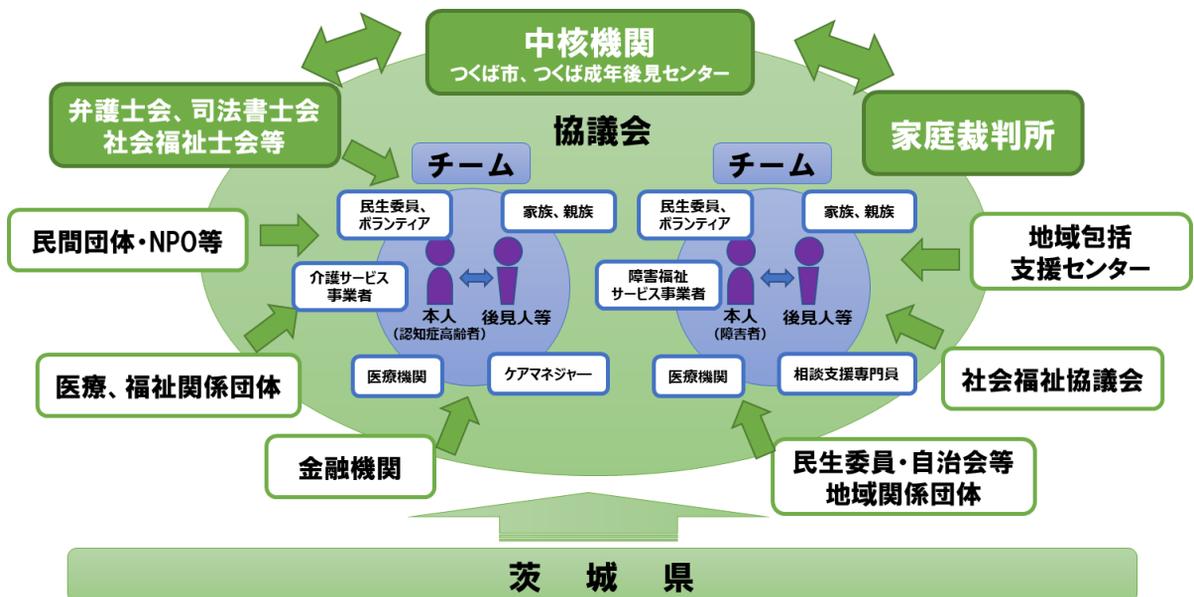
地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



ア) 本人を後見人等とともに支える「チーム」

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、成年後見・保佐・補助（以下、「後見等」という。）開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みにします。

イ) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会及びつくば市成年後見制度利用支援会議
(以下、「運営委員会及び支援会議」という。)

※上記イメージ図の「協議会」に相当

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。
- 各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

★地域連携ネットワークの中心となる機関

上記の地域連携ネットワークを整備し、運営委員会及び支援会議を運営する中心となる機関を中核機関といい、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が設置する「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付け、下記の役割を担います。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる人ができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行なわれるよう配慮します。
- 広報活動を実施する際には、任意後見、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動とします。

イ) 相談機能

- 専門職団体や法テラス等の協力を得て成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
 - ・権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等の支援を得て、本人の意思を尊重しながら、権利を守る視点で、最も適切な類型選択ができるよう、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・市民後見人が後見を行なうことがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。
- 専門職後見人の受任者調整（マッチング）
 - ・専門職後見人がふさわしいケースは、専門職団体（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会）と連携し、各会において円滑に人選を行えるよう連携を強化します。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○市民後見人の研修・育成・活用

- ・市民後見人の育成については、これまでも行ってきているが、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう取り組みます。
- ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として市民後見人養成講座の修了者については、法人後見を実施する社会福祉協議会における後見業務や見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねます。

(c) 成年後見制度を利用できる環境の整備

○成年後見制度利用支援

- ・つくば市は、成年後見制度が、様々な理由で利用できない人に対して、申立費用や成年後見等への報酬助成、必要に応じて市長申立を行います。

エ) 後見人支援機能

○親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては、後見人と本人の親族や支援関係者等がチームとなって本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。

○本人の状況が、法律・福祉専門職による支援が必要な場合、各専門職団体や支援関係者がチームとなりケース会議開催等を通して、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援します。

★不正防止機能

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から発生することが多いことから、地域連携ネットワークやチームでの支援体制整備により、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぎます。

② 関係団体の役割

茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待されます。

ア) 福祉関係者団体

○今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、茨城県社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されます。

- ・ソーシャルワークの理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

○社会福祉法人においては、地域における公益的な取組として、法人後見を実施するなど、成年後見制度の普及に向けた取組の実施が期待されます。

イ) 法律関係者団体

○今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待されます。

- ・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
- ・多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
- ・本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、協議会等における専門的な指導、助言等の活動



社会福祉法人つくば市社会福祉協議会はつくば市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、つくば成年後見センターを運営いたします。みなさまのご理解と御協力をお願いいたします。

つくば成年後見センター (社会福祉協議会本部内)



【交通案内】(お車以外のかた)

- ① つくバス
H01 つくばセンター(北部シャトル)発
H06 大穂窓口センター下車
- ② つくばセンター(バス/下妻行き)発
大穂窓口センター下車

お問い合わせ

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

つくば成年後見センター

〒300-3257 つくば市筑穂1丁目10番地4(大穂庁舎1階)

TEL029-879-5511 FAX029-879-5501

メールアドレス zaitaku@tsukuba-swc.or.jp

受付時間/月~金曜日 8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始は除く)